



ご利用ください

ひとり親家庭自立支援給付金制度

社会福祉課

☎25-5204

ひとり親家庭（父子家庭も含みます）の親の就業支援として、給付金を支給します。

自立支援教育訓練給付金

就職に必要な資格や技能を身に付けるために教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。

対象 次の条件を全て満たす方

- ① 市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親世帯
- ② 教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
- ③ 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる講座 雇用保険制度の指定一般教育訓練講座および指定専門実践教育訓練講座の一部など

支給額

- ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方は、講座修了後に、対象講座の受講料の60%相当額を支給（12,001円〜20万円を上限、ただし、指定専門実践教育訓練講座を受講する場合は、80万円（20万円×修学年数））
- ② 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は①に定める額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金支給額を差し引いた額。

※講座を受講する際は、必ず、事前にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で修業する必要がある場合に、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

対象 次の条件を全て満たす方

- ① 市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親世帯
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③ 仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ④ 過去に訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

対象となる資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、製菓衛生士など

支給期間 対象となる資格の修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるとときは、48月）

支給額

訓練促進給付金

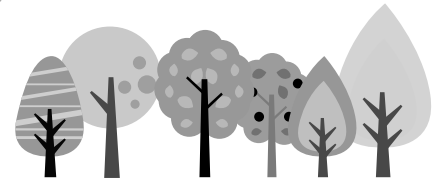
- 訓練促進給付金
- 非課税世帯 月額10万円
- 課税世帯 月額7万5000円
- 修学期間の最後の1年は増額
- 非課税世帯 月額14万円
- 課税世帯 月額11万5000円
- 修了支援給付金
- 非課税世帯 5万円
- 課税世帯 2万5000円

※申請の際は、事前相談が必要です。詳しい内容については、直接お問い合わせください。

森林の届け出制度をご存じですか？

森林を所有することになった方、所有されている方は、次の場合に届出が必要となります。これは、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられている制度です。

詳しくは、森づくり課（☎22-2369）までお問い合わせください。



森林の土地の所有者となったとき

届出対象者	個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方
届出期間	森林の土地の所有者となった日から90日以内
届出事項	届出者、前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積・用途など ※添付書類として、登記事項証明書または土地売買契約書の写し、土地の位置を示す図面が必要です。
提出先	取得した土地のある市町村に届出をする必要があります。 秩父市内の土地を取得した場合は、市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へ提出してください。
県への届出が必要な場合	水源地域に指定されている土地（県HPで確認できます）の売買などをする場合には、30日前までに、県への届出が必要となります。（相続の場合は不要） 埼玉県秩父農林振興センター林業部 ☎25-1312

立木を伐採するとき 土地の形質の変更（林地開発）をするとき

届出対象者	森林所有者など（自己の森林であっても届出は必要です。）
届出期間	伐採を開始する日の30～90日前
届出事項	森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採期間、伐採後の造林方法など
提出先	市役所森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課
その他	平成29年4月から、伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告が必要になりました。 詳しくは市役所森づくり課へお問い合わせください。
県への届出が必要な場合	森林で1haを超える土地の形質の変更（林地開発）をする場合、保安林内で立木の伐採や土地の形質の変更などをしようとする場合は、県の許可等が必要となります。 埼玉県秩父農林振興センター林業部 ☎25-1312